

メタバース空間を活用した不登校児童生徒等支援業務委託
企画提案競技実施要領

1 目的

この要領は、メタバース空間を活用した不登校児童生徒等支援業務委託に関し、受託する業者を選定するために実施する企画提案競技について必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の名称

メタバース空間を活用した不登校児童生徒等支援業務委託

3 委託業務の内容

メタバース空間を活用した不登校児童生徒等支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりのとおり

4 履行期間

令和7年8月1日から令和8年3月31日まで

5 契約上限額

33,253,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※本事業の契約に係る上限額（税込）であり、予定価格はこの範囲で別途算定する。

6 参加資格

企画提案競技に参加することができる者は、次に掲げる事項全てに該当する者とする。

なお、複数の事業者による共同提案を認めるが、この場合は、代表構成員を定めた上で企画提案競技に参加するものとし、県との契約の当事者は代表構成員とする。また、県との契約締結後、代表構成員と代表構成員以外の構成員で再委託契約を結ぶこととする。再委託については、委託契約書に定める県の事前承認が必要となる。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により埼玉県における一般競争入札の参加を制限されていない者であること。
- （2）埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付入審第513-1号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- （3）埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年3月31日付入審第97-1号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （5）法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税

金を滞納していない者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(7) 仕様書の内容を確実に履行できる者であること。

(8) 本委託業務の実施について、委託者からの求めに応じて協議に対応できる体制を整えていること。

(9) 本企画提案競技に複数の事業者で参加する場合には、代表構成員を定めた上で、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

ア 全ての構成員が前記（1）から（8）の要件を満たしていること。

イ 各構成員は、他の構成員として又は単独で本企画提案競技に参加していないこと。

7 企画提案競技に関する事項

(1) スケジュール

日 時	内 容
令和7年4月 7日（月）	入札公告・実施要領掲載
令和7年4月 7日（月）～ 令和7年4月11日（金）	質問受付 （午前12時まで）
令和7年4月17日（木）	質問回答（ホームページ公開）
令和7年4月18日（金）	企画提案競技参加申請書の提出期限（午後5時まで）
令和7年4月30日（水）	企画提案書提出期限（午後5時まで）
令和7年5月 8日（木）	入札書提出期限
令和7年5月 9日（金）～ 令和7年5月16日（金）	プレゼンテーション審査候補日

(2) 質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和7年4月7日（月）～令和7年4月11日（金）午前12時まで

イ 質問方法

質問書（様式第3号）に内容を簡潔に記載し、電子メールで送付すること。

また、提出した後、必ず電話による到達確認を行うこと。

ウ 提出先

埼玉県市町村支援部生徒指導課 総務・不登校対策・中退防止担当

電 話 048-830-6744

E-mail a6740-07@pref.saitama.lg.jp

エ 回答

質問に対する回答は、質問を行った事業者名を伏せて、令和7年4月17日（木）までに県

のホームページに掲載する。

(3) 企画提案競技参加申請書等の提出

ア 提出書類

(ア) 「参加申請書」(様式第1号)

(イ) 「誓約書」(様式第2号)

※ 複数の事業者により参加する場合、「誓約書」(様式第2号)は全ての構成員が提出すること。また、代表構成員が他の構成員分もまとめて提出すること。

イ 提出期限 令和7年4月18日(金)午後5時まで(必着)

ウ 提出方法 電子メールで送付すること。

また、提出した後、必ず電話による到達確認を行うこと。

エ 提出先 「7(2)ウ 提出先」と同様

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

「8 提出書類」のとおり

イ 提出期限

令和7年4月30日(水)午後5時まで(必着)

ウ 提出方法 電子メールで送付すること。

また、提出した後、必ず電話による到達確認を行うこと。

エ 提出先 「7(2)ウ 提出先」と同様

オ その他

(ア) 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。複数の提案はできない。

(イ) 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

(ウ) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例(平成12年埼玉県条例第77号)に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りではない。

(エ) 企画提案書等の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

(オ) 本企画提案競技は事業者の選定を目的としており、契約に当たっては提案書の内容に拘束されない。

8 提出書類

(1) 企画提案書表紙(様式第4号)

(2) 企画提案書添付書類(様式任意(A4判横で作成すること))

仕様書を踏まえ、次の項目について書類を作成すること。

ア 事業目的

本業務の目的達成に向けた実施方針及び特に重要と考えるポイント等

イ 事業内容

仕様書に記載されている各事項について、それぞれ具体的に記載すること。

ウ 業務の実施体制・実施計画

- ・ 事業実施のための組織体制・組織図
- ・ 業務責任者、スタッフ等の配置数及び資格・経験等
- ・ 事業実施にあたっての実施計画
- ・ 危機管理体制（緊急時の対応）
- ・ 個人情報の取扱い

エ 業務実績

国又は地方自治体等の公的機関から委託を受けた類似業務の実績（受託業務名、委託者、契約期間、契約金額、業務内容を記載すること）

その他本業務に係る類似業務

オ 会社概要等

法人・団体の概要が分かるもの（設立趣旨、事業内容のパンフレット等）

（３）見積書（様式任意）及び見積内訳書（様式任意）

ア 「５ 契約上限額」に掲げる額の範囲内で作成すること。

イ 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を記載すること。

ウ 見積内訳書は、見積った金額の内訳について、算出方法が分かるように記載すること。

エ 受託者が再委託する場合は、再委託先、再委託内容、金額（総額及び積算）を明記すること。

※ 複数の事業者により参加する場合、「（２）エ、オ」については全ての構成員分を提出すること。

９ 委託候補者の選定方法

（１）審査方法

ア 県は、メタバース空間を活用した不登校児童生徒等支援業務委託候補者審査委員会（以下「委員会」という。）において、提出された企画提案書及びその他提出書類並びにプレゼンテーションの内容に基づき、事業の企画能力などを総合的に審査し、総合点が最も高かった提案者を委託候補者に決定する。

ただし、提案者が４者以上の場合には、委員会において書類による審査を行い、審査を通過した者だけがプレゼンテーション審査を受けるものとする。

なお、企画提案書等を提出した者が１者のときは、委員会が提案内容を総合的に審査し、本委託業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託候補者として決定する。

イ 評価に当たっては、別紙「メタバース空間を活用した不登校児童生徒等支援業務委託企画提案 評価項目」により審査をするものとする。

（２）プレゼンテーション審査

ア 開催日時

令和7年5月9日（金）～令和7年5月16日（金）（予定）

イ 実施方法

Teamsによる説明。

詳細については、後日、企画提案書等を提出した者に対し、電子メールにて連絡する。

ウ 説明時間

各提案者とも35分程度

（プレゼンテーション15分程度、質疑応答20分程度）

エ 説明方法

事前に提出した資料のみ（A4判横）とする。

（3）審査結果

審査の結果は、令和7年5月中・下旬を目途に電子メールにて参加者全員に通知する。

（4）留意事項

ア プレゼンテーションの内容は企画提案書に基づくものとし、訴求したい点等について説明すること。追加資料の提示や企画提案書に記載のない新たな提案等を審査当日に行うことは認められない。

イ 参加者は他の参加者の企画提案を傍聴することができない。

ウ 参加者はTeamsのインストール等の企画提案競技に必要な準備を前日までにを行うこと。

エ 指定の時間に遅れた場合は、評価対象としないものとする。

10 審査対象からの除外

- （1）提出期限を過ぎて企画提案書を提出した場合
- （2）企画提案書等に虚偽の記載を行った場合
- （3）他の参加者と提案内容やその他企画提案競技に関して相談を行った場合
- （4）委託候補者の決定前に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- （5）委員会に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- （6）審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合
- （7）契約限度額を超える金額で見積書を提出した場合
- （8）その他、県があらかじめ指示した事項に違反した場合

11 契約の締結

委託候補者は、提出書類に基づき、仕様書の各項目に沿った事業内容、方法、スケジュール等について県と協議するものとし、事業内容及び契約金額について合意に達した場合に、委託契約を締結することとする。

協議が整わない場合や、契約締結までの間に委託候補者に事故等が発生した場合は、審査結果が次点の者を委託候補者として別途協議を行う。

12 契約保証金

- (1) 上記 1 1 により合意に達した委託候補者は、埼玉県財務規則第 8 1 条第 1 項の規定により、契約締結の日までに契約保証金を納付すること。
- (2) 上記に関わらず、埼玉県財務規則第 8 1 条第 2 項各号のいずれかに該当するときは契約保証金の全部又は一部を免除する。

1 3 問い合わせ先

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 - 1 5 - 1 第二庁舎 4 階

埼玉縣市町村支援部生徒指導課 総務・不登校対策・中退防止担当

電 話 048-830-6744

E-mail a6740-07@pref.saitama.lg.jp